



2022年3月15日

各 位

会社名 株式会社関通
代表者名 代表取締役社長 達城 久裕
(コード番号 : 9326 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 片山 忠司
電話番号 06-6224-3361

従業員向け譲渡制限付株式としての新株の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 発行の概要

(1) 募集株式と引換えにする財産の給付期日	2022年5月6日
(2) 募集株式の種類及び数	普通株式 7,500 株
(3) 発行価額	1株につき 金 661 円
(4) 発行価額の総額	金 4,957,500 円
(5) 割当予定先	当社従業員 10 名
(6) その他	本募集株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書の提出を要しない。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与し、従業員が当社取締役と共通の経営的視座を持ち、株主の皆様との価値共有をより一層進めるとともに、株式価値との連動性を高めることにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めることを目的として、当社従業員に譲渡制限付き株式を割当てる譲渡制限付株式付与制度の導入を決議しました。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度の付与対象者となる従業員は、譲渡制限付株式の交付を決定する時点において、当社への勤務3年以上を満たす社員およびそれに準じる者のうち、当社事業に対する貢献度の高い成果を収めた者として特に取締役会で指定した者（以下「対象従業員」といいます。）を予定しています。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、現在、役員向け譲渡制限付株式報酬制度を導入しているため、今回の譲渡制限付株式の付与の対象とはしておりません。

対象従業員に対しては、上記の導入目的から、個別に株式数を決定し、割り当てることを検討しており

ます。

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の付与を受ける予定の対象従業員との間において、

- ① 対象従業員は、一定期間、割当てを受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当該対象従業員から当社が無償で取得すること。

などの内容を含む契約が締結されることを条件といたします。

本制度は、当社の株式を引き受ける対象従業員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本制度の導入により対象従業員の賃金が減額されることはありません。

今回、本制度に基づき対象従業員に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、12千株以内（発行株式総数に占める割合0.12%）とし、その発行または処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、対象従業員にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

その上で、今般、当社は、対象従業員のうち当社の従業員の10名（以下「割当対象従業員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、金銭債権合計4,957,500円（以下「本金銭債権」といいます。）を支給し、これを現物出資財産として当社の普通株式合計7,500株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することにいたしました。また、本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものであるため、割当対象従業員に中長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、譲渡制限期間を3年と設定いたしました。本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である割当対象従業員10名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込、本割当株式の発行を受けることとなります。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

(1) 譲渡制限期間

2022年5月6日から2025年5月5日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、本割当契約により割当てを受けた日から本譲渡制限期間が終了するまでの期間、対象従業員が継続して当社及び当社子会社の執行役員、社員及びこれに準ずる者として当社取締役会が定める者のいずれかの地位（以下「社員等」という。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で本譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点の直後において、対象従業員が保有する本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

また、対象従業員が本譲渡制限期間中に次のいずれかに該当した場合、当社は対象従業員が当該事由に該当した時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

① 禁錮以上の刑に処せられた場合

- ② 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ④ 本譲渡制限期間中に、対象従業員が社員等の地位を退職した場合（ただし、(i) 対象従業員が当社の取締役会で承認された正当な理由により退職する場合、及び(ii) 対象従業員が死亡により退職する場合を除く。）
- ⑤ 法令、当社の社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社取締役会が認めた場合

加えて、対象従業員が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、対象従業員に対して本割当株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

- (a) 当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）
- (b) その他本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社取締役会が決定した場合

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の到来の直前時をもって、本割当株式の本譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日における本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 本割当株式の管理

当社は、本割当株式について、本譲渡制限の履行を担保するため、本譲渡制限期間中は、譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象従業員は当社が予め指定する金融商品取引業者（みずほ証券株式会社）に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理する。

3. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本割当株式の発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された本金銭債権を出資財産として行われるものであり、その発行価額は、恣意性を排除した価額とするため、2022年3月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である661円としております。

これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的であって、割当対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上